

シルバー人材センターの会員への配分金についてインボイス制度の
適用除外とする等の措置を講ずることを求める意見書について

シルバー人材センターの会員への配分金についてインボイス制度の適用除外とする等
の措置を講ずることを求めることに関して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和 4 年 9 月 1 2 日

旭川市議会

議長 中 川 明 雄 様

提出者 経済文教常任委員会
委員長 品 田 ときえ

シルバー人材センターの会員への配分金についてインボイス制度の
適用除外とする等の措置を講ずることを求める意見書

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域活性化、生活の支え、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

令和５年（２０２３年）１０月に、消費税においてインボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入される予定となっているが、同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員はインボイスを発行することができないことから、センターは仕入税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じる。

しかし、公益法人であるセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はない。

人生１００年時代を迎え、国を挙げて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加・健康保持に重きを置いた「生きがい就業」をしているセンターの会員や、低年金でセンターからの収入が生活の支えになっている会員に対して、形式的に個人事業者であることをもってインボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいをそぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。また、センターにとっては、新たな税負担は正に運営上の死活問題である。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が１，０００万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されていることを踏まえ、少額の収入しかないセンターの会員の手取り額が更に減少することなく、センターにおいて、安定的な事業運営が可能となるための措置として、「インボイスによらずに一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる」等の取扱いを講ずる必要がある。

よって、国においては、センターの会員への配分金については、インボイス制度の適用除外とする等の措置を講ずるよう要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

旭 川 市 議 会